

シンポジウム | シンポジウム・パネルディスカッション：シンポジウム

■ 2024年7月19日(金) 10:30～12:00 ■ 第8会場 (宝山ホール 1階 メインホール)

**[SY10] 医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会の取り組み—特定行為等の認定制度—**

座長:田中 秀治(国土舘大学大学院 救急システム研究科)、落合 秀信(宮崎大学医学部病態解析医学講座 救急・災害医学分野)

11:10～11:20

**[SY10-05] 病院救命士を対象とした認定（指導）救命士の展望**

\*北原 学<sup>1,2</sup>、田邊 晴山<sup>3,2</sup>、喜熨斗 智也<sup>4,2</sup>、沼田 浩人<sup>5,2</sup>、落合 秀信<sup>7,2</sup>、一柳 保<sup>6,2</sup>、田中 秀治<sup>4,2</sup>  
(1. 国立国際医療研究センター病院、2. 日本臨床救急医学会 医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会、3. 救急救命東京研修所、4. 国土舘大学大学院 救急システム研究科、5. 日本医科大学多摩永山病院、6. 高野町消防本部、7. 宮崎大学医学部病態解析医学講座 救急・災害医学分野)

消防機関に所属する救急救命士は救急業務全般の質を向上させることを目的に、指導救命士の制度がある。主な役割は救急隊員の指導と教育、事後検証と業務の改善、医師との連携などがある。一方で、医療機関に勤務する救急救命士（以下、病院救命士）には指導救命士のような制度はなく、指導や教育は、経験のある救急救命士や所属する部署の医師や看護師等が担っていることが多い。また、医療機関ごとの機能によって救急救命士の業務内容も異なるため、指導や教育の内容や方法は医療機関によって違いがある。病院救命士も指導救命士のような制度が整備されることに期待されることは、指導や教育の内容や方法が統一されること、業務などの達成度の指標になり得ること、個人の目標になり、モチベーションの維持・向上に役立つことなどである。救急救命士の指導・教育を救急救命士が行うことは救急救命士としての自律に繋がっていくものであり、今後の病院救命士の職域の確立に必要なものである。病院救命士の指導的立場の救急救命士を認定する仕組みづくりについて、その必要性と認定に必要と考える具体的な要件、課題などを考察する。